



2026年2月20日

各 位

会 社 名 スミダコーポレーション株式会社  
代 表 者 名 代 表 執 行 役 C E O 堀 寛 二  
(証券コード6817 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 広 報 ・ I R チ ー ム Tel. 03-6758-2470

## 当社子会社の取締役及び従業員に対する新株予約権の発行に関するお知らせ (定時株主総会付議議案)

当社は、取締役会の決議において、下記の通り、ストックオプションの実施等を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた当社執行役に委任することの承認を求める議案を、2026年3月26日に開催を予定している第71回定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループが2026年12月期から2028年12月期までの3か年期間における目標の達成、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、中期インセンティブプランとして、当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を1株当たり1円とする新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権のうちの半数は、下記2.(3)「⑧新株予約権の行使の条件」に定める条件を達成した場合のみその達成の程度に応じて権利行使を可能とするもので、新株予約権の付与対象となる当社子会社の取締役及び従業員が業績目標に対してコミットメントを負う内容になっています。

### 2. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限並びに払込みに関する事項

#### (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権の総数は8,000個を上限といたします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式80万株を上限とし、下記(3)①により新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の上限数を乗じた数といたします。

#### (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額

新株予約権は、無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないことといたします。

#### (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

##### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は100株といたします。

なお、株主総会における決議の日（以下、「決議日」といいます。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割、又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合等付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数の適切な調整を行うことができるものとします。

#### ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）である1円に付与株式数を乗じた金額とします。なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合等行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の適切な調整を行うことができるものとします。

#### ③新株予約権を行使することができる期間

割当日の1年後の応当日から2044年3月31日までとします。

#### ④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

#### ⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### ⑥新株予約権の取得事由

(ア) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案又は新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要する旨若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議

によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議又は取締役会決議により委任を受けた当社執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができるものとします。

- (イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が権利行使をする前に、下記⑧に定める規定その他の事由により新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

#### ⑦組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとしたします。ただし、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められた場合に限ります。

#### (ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとしたします。

#### (イ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式としたします。

#### (ウ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定します。

#### (エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。

#### (オ) 新株予約権の権利行使期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」といいます。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から権利行使期間の満了日までとします。

#### (カ) 新株予約権の行使の条件

下記⑧に準じて決定します。

#### (キ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定します。

#### (ク) 新株予約権の取得に関する事項

上記⑥に準じて決定します。

#### (ケ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」といたします。）による承認

を要するものとします。

⑧新株予約権の行使の条件

- (ア) 新株予約権者は、割当日からその1年後の応当日の前日までは、割当てを受けた新株予約権を行使することができません。
- (イ) 新株予約権者は、割当日の1年後の応当日から割当日の2年後の応当日の前日まで（以下、「第1期間」といいます。）は、割当てを受けた新株予約権数の6分の1に相当する個数（1未満の端数はこれを切り捨てるものとします。）を限度として新株予約権を行使することができます。
- (ウ) 新株予約権者は、割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日まで（以下、「第2期間」といいます。）は、割当てを受けた新株予約権の6分の2に相当する個数（1未満の端数はこれを切り捨てるものとします。）から第1期間に行使した新株予約権の個数を控除して得た個数を限度として新株予約権を行使することができます。
- (エ) 新株予約権者は、割当日の3年後の応当日から2044年3月31日まで（以下、「第3期間」といいます。）は、割当てを受けた新株予約権の6分の3に相当する個数（1未満の端数はこれを切り捨てるものとします。以下、「在籍条件行使上限個数」といいます。）から第1期間及び第2期間に行使した新株予約権の個数を控除して得た個数を限度として新株予約権を行使することができます。
- (オ) 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権数から在籍条件行使上限個数を控除して得た個数（以下、「業績条件行使上限個数」といいます。）の新株予約権について、
  - (i) 当社の2026年12月期から2028年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」といいます。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載された営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が80億円以上となり、且つ、
  - (ii) 対象事業年度の平均投下資本利益率の高い順に上位2事業年度の平均が5.0パーセント以上となったときに限り、業績条件行使上限個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額150億円を超える場合は150億円とします。）の150億円に対する割合をいいます。）を乗じて得た個数（1個未満の端数はこれを切り捨てるものとします。）を限度として行使することができます。行使することができる期間は2029年4月2日から2044年3月31日まで（以下、「第4期間」といいます。）とします。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。
- (カ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。
- (キ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社又は当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。
- (ク) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、又はこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（カ）にかかわらず、以下の通りとします。
  - (1) 新株予約権者が割当日から2029年4月1日までの期間中に要件地位を喪失した場合において、上記（オ）に定める（i）及び（ii）の条件（上記（オ）の定めに従って参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合において別途参照すべき

指標が取締役会により定められたときはこれによる条件。以下、「業績達成条件」といいます。)のすべてが充足されたときは、2029年4月2日から2年が経過する日までに限り、以下の算式に基づき算出された個数(1未満の端数はこれを切り捨てます。)を限度として行使することができます。

$$\text{行使することができる新株予約権の個数} = \text{上記(オ)の限度個数} \times \frac{\text{割当日から要件地位喪失日までの日数}}{\text{割当日から2029年4月1日までの日数}}$$

- (2) 業績達成条件のすべてが充足された場合において、新株予約権者が第4期間中に要件地位を喪失したときは、当該要件地位喪失日から2年が経過する日又は2044年3月31日のいずれか早い日までに限り、上記(オ)に定める限度個数の新株予約権を行使することができます。
- (3) (1)のほか、新株予約権者が第1期間中に要件地位を喪失した場合には、当該要件地位喪失日から2年が経過する日までに限り、上記(イ)に定める限度個数の新株予約権を行使することができます。
- (4) (1)又は(2)のほか、新株予約権者が第2期間中に要件地位を喪失した場合には、当該要件地位喪失日から2年が経過する日までに限り、上記(ウ)に定める限度個数の新株予約権を行使することができます。
- (5) (2)のほか、新株予約権者が第3期間中に要件地位を喪失した場合には、当該要件地位喪失日から2年が経過する日又は2044年3月31日のいずれか早い日までに限り、上記(エ)に定める限度個数の新株予約権を行使することができます。

(ケ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

(コ) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

⑨新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(4) 新株予約権のその他の事項

上記の細目及びその他の新株予約権の募集事項については、当社取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が定めるものといたします。

(5) その他

特に定めがある場合を除き、本議案中にいう応当日が土曜日、日曜日又は祝祭日に当たる場合、直前の休日でない日をもって当該応当日とします。

(ご参考)

当社グループが2026年12月期から2028年12月期までの3か年期間における目標の達成、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、中期インセンティブプランとして、当社執行役に対しても行使条件等を同様とする新株予約権の発行を予定しています。当社執行役に対する新株予約権は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される新株予約権の公正価格に各執行役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出される金額を新株予約権の払込金額とするものです。なお、報酬委員会において、本議案が承認可決されることを条件として、各執行役に対して当該払込金額と同額の報酬を付与し、各執行役の当社に対する当該報酬請求権と当該払込金額の支払債務とを相殺します。又、執行役の個人別の報酬等の具体的内容として新株予約権の内容を上記2.と同様とします。

以上